

平成31年東郷町教育委員会3月定例会	
日時	平成31年3月18日(月) 午後1時30分 開会 午後2時30分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 石川 光秋 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 近藤 万友美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 磯村 元彦 参 事 酒井 保幸 学校教育課長 坂野 丈就 生涯学習課長 中根 一郎 高校総体室長 樋口 美紀 給食センター所長 石原 稔久
会議録作成職員	学校教育課長 坂野 丈就
会議録署名委員	石川教育長、小出委員
教育長の報 告	(2) 校長への指導事項等について (2) 3月愛日地方教育事務協議会について
報告事項	(1) 3月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
協議事項	2022年度以降の成人式の対象年齢について(生涯学習課)
議題	議案第11号 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱の 制定について(学校教育課) 議案第12号 特色ある事業実施要綱の一部改正について (学校教育課) 議案第13号 東郷町給食センター給食用物資選定委員会設置要綱の一 部改正について(給食センター) 議案第14号 ハートフル東郷指導員の任命について(学校教育課) 議案第15号 学校薬剤師の委嘱について(学校教育課) 議案第16号 学校薬剤師の委嘱について(学校教育課) 議案第17号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について (生涯学習課) 議案第18号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第19号 教育委員会表彰について(生涯学習課) 議案第20号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 議案第21号 教育委員会感謝について(学校教育課)

	議案第 2 2 号 教育委員会感謝について (生涯学習課) 議案第 2 3 号 教育委員会感謝について (生涯学習課) 議案第 2 4 号 教育委員会奨励賞について (学校教育課)
傍聴者	なし

教育長	<p>東郷町教育委員会 3 月定例会を開会します。</p> <p>会議の日程は、お手元に配布した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に、日程第 2、今月の会議録署名委員を指名します。今月は私教育長と小出委員を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、今月の会議録署名委員は、私教育長と小出委員とします。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告に入ります。教育長から報告をお願いします。</p>
教育長	<p>1 校長への指導事項等について</p> <p>(1) 不祥事関係</p> <p>ア 北九州市小学校女性講師、指導に従わない 4 年生児童に「障害者か」などの暴言</p> <p>後日、保護者説明会で謝罪（2 月 24 日）</p> <p>(2) 児童生徒関係の事故・事件記事</p> <p>ア 大津市中 2 男子生徒いじめ原因で自殺（2011 年 10 月）加害者同級生 2 名に賠償命令</p> <p>「孤立感や絶望感を抱かせる行為を重ね、自殺は予見できた」</p> <p>3,750 万円 その後控訴</p> <p>イ 武豊町どん帳が落下して園児 6 名がけが（ワイヤーが切れた）3 月 8 日</p> <p>(3) 文部科学省・県の関係</p> <p>ア 「あいちの防災教育マニュアル（愛知県教育委員会 平成 29 年 11 月）」冊子の「3 防災を含む安全教育の三つの柱と関連単一覧表及びその指導例」等を参照に防災教育の推進</p> <p>イ 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック改訂版（文科省平成 27 年 3 月）」の「4 章点検チェックリスト及び解説＝学校編＝」で巨大地震発生時のシミュレーションと減災対策の参考に（安全点検、移動できる物の固定、壁面近くの駐車スペース等）</p> <p>ウ 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（文科省・厚生労働省通知 平成 30 年 1 月 23 日付け）</p> <p>※自殺対策強化月間（3 月）；自殺対策基本法 7 条 2 項</p> <p>※ 人権擁護委員会から「SOS ミニレター」の配布 5 月下旬</p> <p>エ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法の解釈等について（通知）」文科省</p>

	<p>平成 31 年 2 月 21 日 ※産業医等に情報を提供する。</p> <p>(ア) 1 月当たり 80 時間を超えた労働者の氏名、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報</p> <p>(イ) 産業医からの勧告を「尊重する」し、安全衛生委員会へ報告する義務</p> <p>(ウ) 労働者の健康情報の扱い（個人情報保護法に「要配慮個人情報」ができる。）</p> <p>オ その他「働き方改革関連法案」関係 改正労働基準法（時間外労働の上限規制）、年次有給休暇改正（5 日以上取得させる義務）</p> <p>(4) 依頼事項</p> <p>ア エアコン設置に向けてのご協力を</p> <p>イ AED 設置場所を児童生徒に周知（緊急時 AED を持ってくるように依頼時された場合に取りに行ける指導を）※小学生でもできることの指導</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 新年度に向けての補助教材等の購入；保護者負担の軽減を考慮して</p> <p>イ 大型商業施設建設工事の情報は、町ホームで閲覧</p> <p>2 3 月愛日地方教育事務協議会について</p> <p>(1) 協議会岡島会長挨拶 春日井市長と部活動の在り方で総合教育会議を実施。慣例にとらわれず時代の流れに柔軟に対応していくことが必要。</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>ア 平成 31 年度研究発表 長久手市立南中学校 11 月 13 日（水）</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 教育事務所からの依頼・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健体育係＝児童生徒の事故が増加、麻疹の発生・流行、運動後のアレルギー発症</li> <li>・人事係＝新聞発表 3 月 30 日</li> </ul> <p>以上です。</p>
教育長	ただいまの教育長の報告に、質問がありましたらお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。次に日程第 4、報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。
参事	<p>1 3 月校長会について</p> <p>(1) 小学校では、地域の方への感謝の会（ありがとう集会）を開催し、子供たちの気持ちを伝えた。地域の方にも好評であった。</p>

	<p>(2) 各学校でエアコン工事が始まったが、安全面等に配慮していただきながら工事が進んでいる。</p> <p>(3) 兵庫小では、6年生が「南極クラス」を開催し、南極探検隊の方から南極での話を聞き、子供たちがとても興味を持って聞いていたそうです。</p> <p>(4) 小学校で、卒業式の練習をするために古くて重たいひな壇を運んでいるときに、誤ってひな壇と舞台の間に指が挟まり大けがをするという事故があった。</p> <p>(5) 町費の図書館司書補充がとてもよくやっけていただいている。が、今後さらに充実させるために来年度、司書補充の方の研修を行ってほしいとの要望がありました</p> <p>(6) 在校時間調査の結果、2月80時間越えが22人（100越え5含む）で、昨年度に比べ4%減少していました。</p>
学校教育課長	<p>2 後援名義使用許可について 1 ページをご覧ください。 平成31年2月20日から3月12日の間で、事業名「モラロジー講演会」1件について、過去に許可したものと同様の申請内容でしたので専決処分を行いました。</p> <p>3 要保護・準要保護児童生徒数について 1 ページをご覧ください。 平成31年2月20日から3月12日の間で、諸小・諸中でそれぞれ1名ずつの計2名の認定、また、東小で2名、春小で1名の計3名の転出に伴う処理を行いました。結果、現在の認定の状況は190名となっています。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>確認ですが、エアコンの工事で工事業者への発注者責任として注意事項説明など各校と打ち合わせは行っていますか。</p>
教育部長	<p>学校の校務主任と行っており協議記録も作成しております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に、日程第5、協議事項に入ります。2022年度以降の成人式の対象年齢について、事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>中学校のPTAの役員の方にアンケートをとり、29名の方が返事をくださいました。その内容は、20歳になってからという方が90%、18歳からという方が10%ということで、多くの理由としましては20歳というのは受験に重ならない、就職についてもひと段落ついたころでありました。また、教育長から東郷高校の校長先生と教頭先生に伺っていただいたところ在校中は心が浮かれて大変な事になること</p>

	<p>もあるので、20歳になってからがいいのではないかと返事をいただいております。教育委員会としましても20歳になってから式典を行うとして進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>何人にアンケートを依頼したのですか。</p>
生涯学習課長	<p>67名のPTAの役員の方にお願ひしました。</p>
委員	<p>67名は全てですか。</p>
生涯学習課長	<p>3校全てのPTAの役員の方です。</p>
委員	<p>やはり、高校3年生というのは学校内も先生方もかなりピリピリした雰囲気は保護者会などでも伝わってきますので、20歳からがいいのではと思います。</p>
委員	<p>まだ、お酒もタバコも20歳なので、そう言ったところからも20歳でいいと思います。また、親としても18歳で成人と言われてもいまちピンとこない。</p>
委員	<p>18歳でいいという方はどのような考えですか。</p>
生涯学習課長	<p>成人年齢が18歳に引き下げられるなら成人になったという意識を持たせるためにも18歳で行うのがいいという意見と、よくニュースになるような問題を起こす人が減るのではという意見でした。</p>
委員	<p>成人式という言葉は使うのですか。</p>
生涯学習課長	<p>成人式という言葉は使えないと思います。</p>
委員	<p>どういう言葉にするかはしっかり議論していくべきだと思います。また、67名の内29名の約4割の意見で全てではないが、PTAという特殊な意識をもった方の意見でもあるため、今の段階としては他市町と同じような対応でいくのがいいのではないのでしょうか。</p>
教育長	<p>ほかに意見等もないようですので、以上で協議事項を終わります。 次に、日程第6、議題に入ります。 議案第11号 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>別紙1をご覧ください。 議案第11号 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱の制定について 東郷町学校教育支援スクールサポーター事業実施要綱を別紙のとおり定めるものとする。 説明 この案を提出するのは、東郷町学校教育課教育支援スクールサポーター事業の実施に関し、必要な事項を定める必要があるためです。 6ページをご覧ください。 制定の理由としまして、集団での授業に参加できない児童生徒等に対し、将来教職に就きたいと考えている大学生を配置し、児童生徒の学</p>

	<p>校生活をより豊かにするため必要があるからです。</p> <p>制定の主な内容ですが、東郷町学校教育支援スクールサポーターの職務及び要件について定めること。スクールサポーターの配置及び活動時間について定めること。スクールサポーターの謝礼及び補償について定めること。施行期日は平成31年4月1日からです。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第11号について審議をお願いします。</p>
委員	<p>申請書を出されるのはいいが、誰が許可を出すのですか。校内に入れるわけだから素性の確認や健康の面とか精神面等を踏まえていかないと、効率は上がったが一部で異常が起きたとしたら何の意味もなくなってしまいうので、責任区分としてどこでどういう方をよしとするのかをはっきりするべきだと思いますが。</p>
部長	<p>学校教育課が書類の受付をし、人事的な面談は参事・指導主事で行います。その後、文書を教育長まで決裁し採用となります。</p>
委員	<p>教育委員会で議論することではないということですね。</p>
部長	<p>そうです。</p>
委員	<p>謝礼は教育長が定めるとなっていますが。</p>
学校教育課長	<p>謝礼については、今のところ時間給ではなく1回1,000円としています。考え方としては交通費程度としております。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので議案第11号について採決に入ります。</p> <p>議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>挙手全員</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第11号については可決します。</p> <p>次に、議案第12号、特色ある事業実施要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>別紙2をご確認ください。</p> <p>特色ある事業実施要綱の一部改正について</p> <p>特色ある事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。説明としましてこの案を提出するのは、予算配当額を定額から上限にするよう等改める必要があるからです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>議案の概要としまして、改正の理由は予算配当額を定額から上限にするよう等改める必要があるからです。改正の内容は予算配当額を238,000円から238,000円以内に改めること。その他所要の規定を整備すること。施行期日は平成31年4月1日からです。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第12号について審議をお願いします。</p>

委員	以内を付けた理由は。
部長	元々は250,000円でしたが、町財政のほうから5%の予算の削減という話があり、238,000円となりました。また、各学校で事業を進めていく上でピッタリと238,000円ではできませんので以内を付けました。
委員	今後同じようなものがあれば以内を付けていくということですか。
部長	そうです。
教育長	ほかに質問もないようですので議案第12号について採決に入ります。 議案第12号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第12号については可決します。 次に、議案第13号、東郷町給食センター給食用物資選定委員会設置要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
給食センター長	3ページをご覧ください。 議案第13号、東郷町給食センター給食用物資選定委員会設置要綱の一部改正について、東郷町給食センター給食用物資選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものです。説明としまして、この案を提出するのは、平成31年度の機構改革に伴い、東郷町給食用物資選定委員会の組織を変更する必要があるからです。 5ページをご覧ください。 議案の概要ですが、改正の理由としまして平成31年度の機構改革に伴い、改組する必要があるからです。改正の内容ですが、委員会の委員を組織するものを次のように改めること。福祉部こども課長をこども健康部こども保育課長に改めること。福祉部保育園長会代表をこども健康部保育園長会代表に改めること。施行期日は平成31年4月1日からです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第13号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので議案第13号について採決に入ります。 議案第13号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第13号については可決します。 議案第14号、ハートフル東郷指導員の任命について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課	議案第14号、ハートフル東郷指導員の任命について、6ページを



長	<p>ご覧ください。</p> <p>ハートフル東郷指導員の柘植昌司氏は平成31年3月31日をもって任期満了となるため、下記のとおり任命するものです。</p> <p>任命する方は、深谷正勝氏、発令日付は平成31年4月1日、任期としましては平成31年4月1日から平成32年3月31日までです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、教育委員会がハートフル東郷指導員を任命するため必要があるからです。</p> <p>深谷氏は、平成24年度から春木台小学校の校長を務められており、平成29年度からは校長会長も務められております。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第14号について審議をお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので議案第14号について採決に入ります。</p> <p>議案第14号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第14号については可決します。</p> <p>次に、議案第15号、議案第16号は一括して議題にします。議案第15号、議案第16号 学校薬剤師の委嘱について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第15号及び16号 学校薬剤師の委嘱について</p> <p>学校ごとに薬剤師を委嘱しております。</p> <p>その方法につきましては、東郷町薬剤師会からの報告を受け決定しておりますが、この度、平成31年度の学校薬剤について、薬剤師会から委嘱する者の変更したい旨の報告がありましたので新たに委嘱するものです。</p> <p>始めに議案第15号から説明します。</p> <p>1 委嘱する者及び前任者  学校名 高嶺小学校  委嘱する者 氏名 加藤貴子氏  前任者 永田実子氏</p> <p>2 委嘱日 平成31年4月1日</p> <p>説明 この案を提出するのは、学校保健安全法23条の規定に基づき、小中学校に学校薬剤師を置くため必要があるためです。</p> <p>次に議案第16号について説明します。</p> <p>1 委嘱する者及び前任者  学校名 春木台小学校、諸輪中学校</p>

	<p>委嘱する者 氏名 鳥居健司氏 前任者 加藤彩香氏、永田実子氏</p> <p>2 委嘱日 平成31年4月1日</p> <p>説明 この案を提出するのは、学校保健安全法23条の規定に基づき、小中学校に学校薬剤師を置くため必要があるためです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第15号、議案第16号について、審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので議案第15号について採決に入ります。 議案第15号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第15号については可決します。 次に、議案第16号について採決に入ります。 議案第16号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第16号については可決します。 次に、議案第17号、東郷町体力づくり推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>13ページをご覧ください。</p> <p>東郷町体力づくり推進委員の委嘱について、下記のとおり委嘱するものとする。体力づくり推進委員は毎月第3日曜日の家族体力づくりの日にスポーツ推進員を中心に各小学校区単位で地域住民の方とスポーツの実戦や指導にあたっていただいております。また、町民レガッタでは運営委員として活躍もしていただいております。委嘱する者は、14ページ、15ページの名簿の備考欄に新任とあります、孫利さん、上野穰二氏、岡部高明氏、平手利英氏、中山孝彦氏です。</p> <p>今回、現委員の任期途中の退任に伴いまして新任の委嘱となります。発令日付は平成31年4月1日で、委嘱期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までです。この案を提出するのは、東郷町体力づくり推進委員設置規則第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱する必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第17号について審議をお願いします。
委員	確認ですが、なぜ高嶺小学校だけこんなに人数が多いのですか。
生涯学習課長	外の地区と比べて集まっていたく住民の方が多いためです。また、集まる住民が少ないところは少なくしており、町全体としてバランスよく配置しております。

教育長	<p>他に質問もないようですので議案第 17 号について採決に入ります。</p> <p>議案第 17 を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号については可決します。</p> <p>次に、議案第 18 号、東郷町スポーツ推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>16 ページをご覧ください。</p> <p>東郷町スポーツ推進委員の委嘱について、下記のとおり委嘱するものであります。スポーツ推進委員の職務は、家族体力づくりの活動を含め住民のスポーツ活動の推進のための組織づくりや町主催のスポーツ行事全般に対してその実施のための協力、連絡調整、指導助言などがあります。委嘱するものは、17 ページの名簿の 23 名の方です。</p> <p>今回は、平成 31 年 3 月 31 日で 3 年間の任期が満了となりますので、新たに委嘱するものです。発令日付は平成 31 年 4 月 1 日で委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までです。この案を提出するのは、スポーツ基本法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 18 号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので議案第 18 号について採決に入ります。</p> <p>議案第 18 号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 18 号については可決します。</p> <p>議案第 19 号、教育委員会表彰について事務局の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>18 ページをご覧ください。</p> <p>教育委員会表彰について、下記の者を教育委員会表彰とするものとする。白鳥在住の小倉雅さんは、19 ページのように東郷町スポーツ推進委員として、37 年間と長きにわたり町民のスポーツ意識の向上、体力増進に寄与され、その熱意は他の委員の模範となるものであり本町の体力づくり活動に努められた功績が顕著であるため表彰いたします。この案を提出するのは、東郷町教育員会褒賞に関する内規第 3 条の規定に基づき、教育委員会が表彰するため必要があるからであります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 19 号について審議をお願いします。

	す。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので議案第19号について採決に入ります。 議案第19号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第19号については可決します。 次に議案第20号、議案21号、議案22号、議案23号教育委員会表彰については一括して議題とします。4つの議案について事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	20ページをご覧ください。 教育委員会感謝について、下記の者を教育委員会感謝とするものとする。議案20号の近藤重行さん、議案21号の長谷川辰美さん、議案22号の山下健一さん、議案23号の磯村高子さんは各推薦調書のとおりスポーツ推進委員として長きにわたり、町民のスポーツ意識の向上、体力増進に寄与されその熱意は他の委員の模範となるものであり、本町の体力づくり活動に努められた功績は大であるため感謝いたします。この案を提出するのは、東郷町教育員会褒賞に関する内規第4条の規定に基づき、教育委員会が感謝するため必要があるからであります。
教育長	説明が終わりましたので、議案第20号、議案21号、議案22号、議案23号について一括して審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので採決に入ります。 採決は議案ごとに行います。 議案第20号について原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第20号については可決します。 議案第21号について採決に入ります。 原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第21号については可決します。 議案第22号について採決に入ります。 原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
	全員賛成ですので、議案第22号については可決します。 議案第23号について採決に入ります。 原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

教育長	<p>全員賛成ですので、議案第23号については可決します。</p> <p>次に、議案第24号、教育委員会奨励賞について事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>28ページをご覧ください。</p> <p>教育委員会奨励賞について、下記の者に教育委員会奨励賞を贈るものとする。東郷中学校の稲垣茉莉さんです。この案を提出するのは、東郷町教育委員会褒賞に関する内規第5条の規定に基づき、教育委員会が褒賞するため必要があるからであります。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>稲垣さんは、平成30年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクールで環境大臣賞を受賞されています。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第24号について、審議をお願いします。</p>
委員	<p>このような方は、他にもいらっしゃるのですか。</p>
参事	<p>今年度はいません。</p>
教育長	<p>他に質問もないようですので採決に入ります。</p> <p>議案第24号について原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第24号については可決します。</p> <p>3月定例会の日程は、これですべて終了しました。</p> <p>これをもって閉会といたします。</p> <p>それでは、事務局にお返しします。</p> <p>《以後、教育部長の取り回しによる、行事報告及び行事予定です。》</p>